

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

8/20に労働安全衛生法施行令が改正され、「有機溶剤10物質等」が、特定化学物質障害予防規則(特化則)第2類物質に指定され、エチルベンゼンと同様に規制・管理されることとなりました。

【対象物質】

①クロホルム	⑥スチレン
②四塩化炭素	⑦1,1,2,2-テトラクロロエタン
③1,4-ジオキサン	⑧テトラクロロエチレン
④1,2-ジクロロエタン	⑨トリクロロエチレン
⑤ジクロロメタン	⑩メチルイソブチルケトン

施行日 平成26年11月1日

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで
対策エンジニア 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)
作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)
営業部 望月久彰
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 改正内容

(1) 対象物質

- ①特化則「第二類物質」の「エチルベンゼン等」が「特別有機溶剤等」に改称されます。
- ②特別有機溶剤等に次のものが追加されます。これら有機溶剤10物質が特別有機溶剤等に追加されることで、エチルベンゼンと同様の規制が義務付けられます。

A) 有機溶剤10物質

- 1) クロロホルム
- 2) 四塩化炭素
- 3) 1, 4-ジオキサン
- 4) 1, 2-ジクロロエタン(別名: 二塩化エチレン)
- 5) ジクロロメタン(別名: 二塩化メチレン)
- 6) スチレン
- 7) 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名: 四塩化アセチレン)
- 8) テトラクロロエチレン(別名: パークロールエチレン)
- 9) トリクロロエチレン

10) メチルイソブチルケトン

B) 有機溶剤10物質の含有量が重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

C) エチルベンゼン、1, 2-ジクロロプロパン、有機溶剤10物質と有機則の有機溶剤の合計重量が5%を超えて含有する製剤その他の物(有機溶剤含有物を除く。)

(2) 主な措置内容および適用開始時期

- ①特殊健康診断(特化則39条)
(適用開始日 平成26年11月1日)
- ②作業主任者の選任(特化則27条)
(適用開始日 平成27年11月1日)
- ③作業環境測定の実施(特化則36条)
(適用開始日 平成27年11月1日)
- ④作業場への掲示(特化則38条の3)
(適用開始日 平成26年11月1日)
- ⑤機械等設置届<局所排気装置・プッシュプル型換気装置>(安衛法88条の2)
(適用開始日 平成27年11月1日)

※改正についての具体的な内容につきましては、後日リッカルレポートにてお知らせします。